

瑞穂鯨城会 会則

第一章(総 則)

第1条 本会は、瑞穂鯨城会(以下「本会」という)と称す。

第2条 本会の事務局は、会長宅に置く。

第3条 本会は、名古屋市瑞穂区内に居住する(入会后、瑞穂区外に転居する場合は限定されない)名古屋市高年大学鯨城学園の卒業生のうち、名古屋市高年大学鯨城会(以下「鯨城会」という)および本会に入会した者で構成する。

第4条 本会は、会員相互の親睦と、鯨城学園で学び得た知識と経験を生かし社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動をする。

- (1)会主体行事の企画運営
- (2)会員相互間の連絡調整
- (3)鯨城会および他の区会との連携
- (4)その他、会の目的達成に必要なこと

第二章(会員)

第6条 第3条に該当し、本会入会金¥2,000、および年会費¥1500(内¥300は鯨城会分)を納入した者を会員とする。但し、納入済みの入会金および年会費は、理由の如何を問わず返還しない。

第7条 本会は、会員が会の名誉や信用を傷つけ、また損害を与える行為があったときは、除名処分とする、

第三章(組織と役員)

第8条 本会は、第5条の事業を企画、具体化し運営を円滑に行うため、図1に示す組織と、次の役員(会長、委員長、幹事)をおく

- (1)会長 :1名 ——本会を代表して会務を統括し、鯨城会の代議員となる。
なお、会長は総務委員会所属とする。
- (2)委員長 :2名 ——総務委員会/ボランティア委員会の職務を分担し、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3)幹事 : 複数名 ——総務、会計、広報、HP、行事、ネットワーク管理、ボランティア、鯨城会の職務を分担し、会長、委員長を補佐する。
なお、鯨城会幹事は総務委員会所属とする。
過去に会長/委員長経験者であっても、その経験を活かし幹事として活動する。

第9条

- (1) 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。但し、本会から選任される鯨城会幹事の任期は2年とする。
- (2) 役員は、全会員から互選で選出する。但し、原則として卒業2年次からn年次より選出する。
(n=最大10程度)

第10条 役員がその業務執行に支障を生じたときは、速やかに後任者を選出する。その任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 役員の選出方法は、別途(内規に)定める。

第四章(学園卒業後、1年次の新入会員(以下新入会員)の位置付け)

第12条

- (1)新入会員は、総務/ボランティア委員会のいずれかに所属する。
- (2)新入会員は、本会の方針/運営方法などを理解するために、定例会議(役員会議・連絡協議会)および委員会の構成員として出席し、且つ、所属する委員会メンバーと一緒に活動する。
但し議決権は有しない。
- (3)新入会員は、2年次以降、8条に準じて役員として活動する。

第五章(協力員)

第13条 本会に所属する同好会の責任者/代表者を協力員と称する。

第14条 本会に所属する同好会は別途(内規に)定める。

第15条 協力員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

第16条 協力員は、会長の要請があったときは連絡協議会に出席して、会務について発言することができる。
ただし、議決権は有しない。

第17条 協力員は、本会の活動に積極的に協力し、推進する責務を有する。またその活動結果を本会に報告する義務を有する。

第六章(会 議)

第18条 本会の会議は、総会、定例会議(役員会議・連絡協議会)および委員会とする。

(1) 総会は年1回4月に開催する。ただし、会長が必要と認めたときは会長が召集することができる。

(2) 定例会議は、会長が必要と認めたとき開催する。

役員以外の出席者は、会長が必要と認めた者とする。

(3) 役員会議は役員(会長、委員長、幹事)、新入会員によって、構成する。

(4) 連絡協議会は、役員と協力員、新入会員によって、構成する。

(5) 各委員会は、委員長が必要と認めたとき開催する。

第七章(行 事)

第19条 本会は、次の行事を行う。

(1) 会報刊行、HP 制作

(2) 社会見学会 —————同好会と協力して実施する。

(3) 作品展

(4) ボランティア活動

(5) 同好会活動

(6) 懇親会 —————同好会と協力して実施する。

(7) その他

第八章(会 計)

第20条 本会の運営は、入会金・年会費・助成金・寄付金・雑収入などをもってする。

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第22条 会長は会員の中から会計監査2名を指名して、年度末監査を行う。

第23条 入会金および年会費は、年度当初に本会が徴収する。尚、年度途中の新入会者は入会時に徴収する

第九章(情報管理)

第24条 会員情報(名簿)は、関係法令に基づき厳重に管理する。

第十章(定めのない事項)

第25条 本会則に取り決めのない事項が生じたときは、役員会議で審議し決定する。

第十一章(会則の改定)

第26条 本会の会則改定は、役員会議において、その定数の3分の2以上の同意を必要とする。

付則(会則の施行)

本会則は、平成2年5月9日から施行する。

本会則は、下記の日付をもって改定施行された。

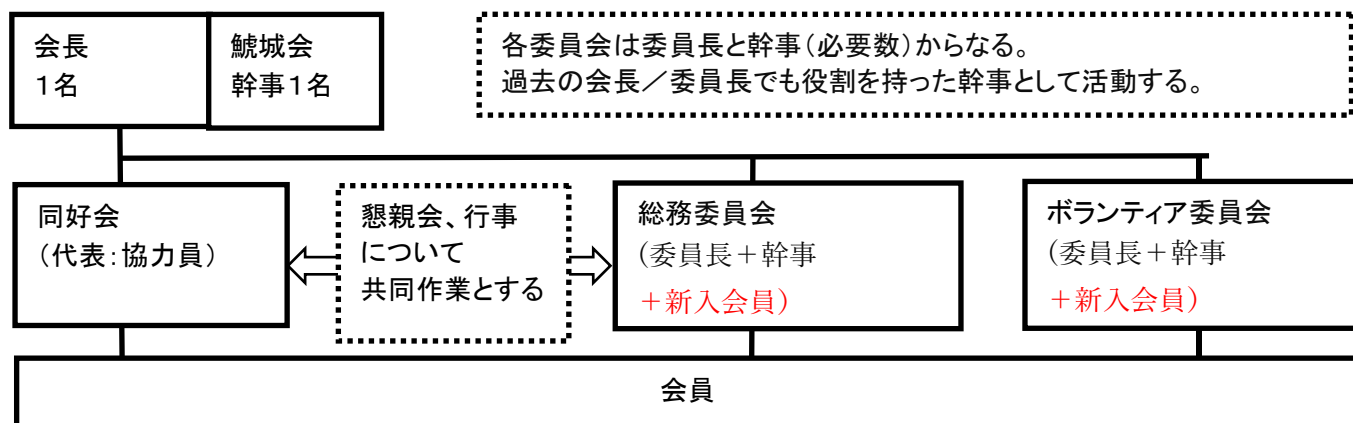
平成12年2月18日、平成18年1月1日、平成19年4月1日、平成21年4月1日、平成23年4月1日、

平成24年4月1日、平成28年4月1日、平成31年4月1日から改定施行された。

本会則は、令和4年4月1日から改定施行する。

図 1 瑞穂鯨城会の組織・構成

令和4年4月1日 規定



○ 瑞穂鯨城会 役員選出方法の内規

令和4年4月1日 規定

会則第8条および第11条、12条により、以下を定める。

1. 定数 役員の数、複数名とする。
会長 1名、総務委員長 1名、ボランティア委員長 1名、
幹事は、総務・会計・広報・HP・ネットワーク・行事・ボランティア、鯨城会幹事等 必要数
2. 選出方法
卒業2年次から n年次の役員を選出方法は、原則として次のとおりとする。(n:最大=10)
(1) 会長および、総務委員長・ボランティア委員長は、卒業3年次からn年次より、任期1年以上を経過した幹事から選出する。
(2) 総務委員会幹事/ボランティア委員会幹事/鯨城会幹事は卒業2年次からn年次より選出する。
(3) 筆頭委員長は、総務担当とする。
- 3 承認
役員を選出は、総会で承認を得るものとする。

○ 瑞穂鯨城会同好会の基準内規

平成28年2月16日 規定

会則第14条により、以下の通り定める

- 1 本会が定める同好会
同好会の人たちが集まり活動する団体を言い、本会の会員が主体活動をしているものとする。
又、本会はその活動内容に規制を及ぼすものではないが、その会を代表する責任者は瑞穂鯨城会の会員でなければならない。
- 2 本会に所属する同好会の承諾
(1) 新設の同好会は責任者より活動計画の報告を受け、その内容確認した上で承諾する。
(2) 既存の同好会は毎年4月の役員会までに活動計画を報告する。